

【講習当日のご本人確認書類について】

令和7年12月2日より、従来の健康保険証は使用することができなくなりました。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、無償で交付される「資格確認書」を本人確認書類として使ってください。

ご注意…「資格情報のお知らせ」は本人確認書類には含まれません。

令和7年12月